

第4回壮瞥町新型コロナウイルス感染症対策本部会議次第

日時 令和2年4月20日(月) : ~ :

場所 役場中会議室

1 開 会

2 国・道の動向と各班の対応状況

(1) 国、道などの動き

(2) 住民対策班

(3) 教育対策班

(4) 総務対策班

(5) 経済対策班

3 今後の対応について

4 閉 会

「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大防止のための 「北海道」における緊急事態措置

令和2年4月17日

■ 「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止のための「北海道」における緊急事態措置 ■

1 区 域

北海道内全域

2 期 間

令和2年4月17日（金）から令和2年5月6日（水）まで

3 実施内容

新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条「感染を防止するための協力要請」及び同法第24条「都道府県対策本部長の権限」により、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、以下の対応を実施する。

■ 感染防止の徹底

- 道民に対し、改めて「手洗いの励行」と「咳エチケットの徹底」を強く要請

■ 外出自粛の要請等

- 道民に対し、医療機関への通院や屋外での運動・散歩などの健康の維持増進、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、外出自粛を要請。また、札幌市と他の地域との不要不急の往来自粛を要請（特措法第45条第1項）
なお、職場への出勤の際には、「時差出勤」や「3つの密（密閉・密集・密接）の回避」の徹底、加えて、「在宅勤務（テレワーク）」の積極的な活用促進を要請（特措法第24条第9項）
- 特に、現にクラスターが多数発生している繁華街の接待を伴う飲食店等への外出自粛を強く要請（特措法第45条第1項）
- 全国的なまん延防止の観点から、不要不急の帰省や旅行など、他都府県への往来自粛を要請するとともに、大型連休期間においては、他都府県への往来自粛を特に強く要請（特措法第24条第9項）

■ 催物（イベント）の開催自粛の要請

- 「3つの密（密閉・密集・密接）が重なる懸念のある集会・イベントの開催について、自粛」を要請（特措法第24条第9項）

■ 「北海道ソーシャルディスタンス」の促進

- 道民及び事業者に対し、大切な人の命を守るため、社会生活の中で、人と人との物理的な距離（互いに手を伸ばしても届かない距離）を保つ取組【ソーシャルディスタンス】を日々の行動において浸透させていくことを要請

令和2年4月17日

緊急事態宣言とは

- ・政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、基本的な感染予防の実施や不要不急の外出の自粛、「三つの密」を避けるなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底するものです。
- ・罰則を伴う外出禁止の措置や都市間の交通の遮断など、他の国で行われている「ロックダウン」（都市封鎖）とは違います。
- ・食料・衣料品や生活必需品の買い占めなどにつながらないように冷静な対応をお願いします。

北海道

令和2年4月17日

「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止のための 「北海道」における緊急事態措置

区 域

北海道内全域

期 間

令和2年4月17日（金）～5月6日（水）

実施内容

新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条「感染を防止するための協力要請」及び第24条「都道府県対策本部長の権限」により、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、以下の対応を実施する。

1. 感染防止の徹底
2. 外出自粛の要請等
3. 催物（イベント）の開催自粛の要請
4. 「北海道ソーシャルディスタンス」の促進

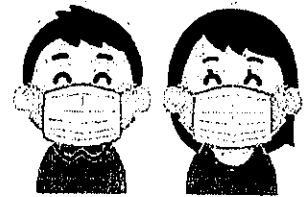
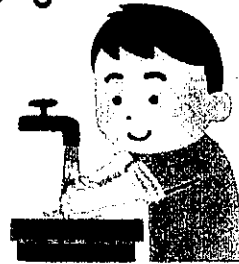
北海道

令和2年4月17日

緊急事態措置

■感染防止の徹底

手洗いの励行、咳エチケットの徹底
を強くお願いします。



◆皆様のご理解とご協力を、よろしくお願いします。

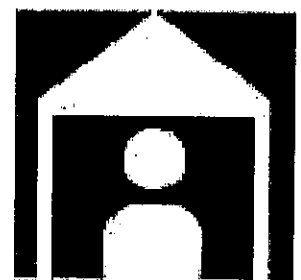
北海道

令和2年4月17日

緊急事態措置

■外出自粛の要請

- ・生活の維持に必要な場合を除き、
外出を自粛してください。
- ・札幌市と他地域との不要不急の
行き来をさけましょう。



外出控え

※生活の維持に必要な場合とは

- ・医療機関への通院や屋外での運動・散歩などの健康の維持増進
- ・食料、医薬品、生活必需品の買い出し
- ・職場への出勤 など

◆皆様のご理解とご協力を、よろしくお願いします。

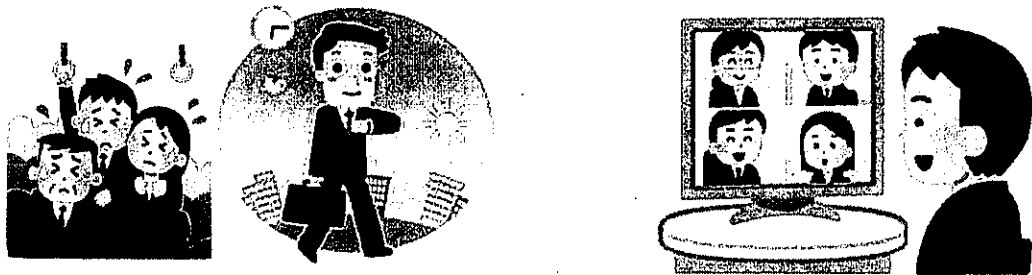
北海道

令和2年4月17日

緊急事態措置

■時差出勤、3つの密の回避、テレワークの活用促進

時差出勤や3つの密（密閉、密集、密接）の回避の徹底、在宅勤務（テレワーク）の積極的な活用促進をお願いします。



◆皆様のご理解とご協力を、よろしくお願いします。

北海道

令和2年4月17日

緊急事態措置

■繁華街の接待を伴う飲食店等への外出自粛要請

繁華街の接待を伴う
飲食店等への外出自粛
を強くお願いします。



（専門家からの指摘）

- ・夜間から早朝にかけて営業しているバー、ナイトクラブなど、接待を伴う飲食店業への出入りを控えること。
- ・カラオケ、ライブハウスへの出入りを控えること。

◆皆様のご理解とご協力を、よろしくお願いします。

北海道

令和2年4月17日

緊急事態措置

■他都府県への往來自粛要請

不要不急の帰省や旅行など、
他都府県への行き来の自粛を
お願いします。

大型連休期間は、特に強く
自粛をお願いします。



◆皆様のご理解とご協力を、よろしくお願いします。

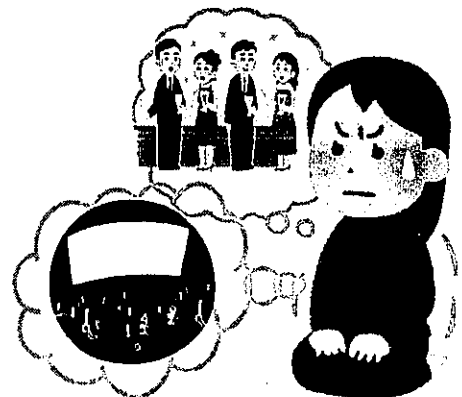
北海道

令和2年4月17日

緊急事態措置

■催物（イベント）開催自粛の要請

密集状態等が発生する
恐れのある催物（イベント）
やパーティー等の開催自粛
をお願いします。



◆皆様のご理解とご協力を、よろしくお願いします。

北海道

緊急事態措置

■「北海道ソーシャルディスタンシング」の促進



「休業要請」の対象とされている主な施設 (特措法施行令第11条)

- | | |
|----------|------------------------------|
| ○遊興施設等 | キャバレー、ナイトクラブ、
ダンスホール、バー 等 |
| ○文教施設等 | 大学、専修学校、学習塾 等 |
| ○劇場等 | 劇場、観覧場、映画館、演芸場 等 |
| ○集会・展示施設 | 集会場、公会堂、博物館、
美術館、図書館 等 |
| ○商業施設 | 生活必需物資以外の店舗 等 |

緊急のお知らせ



北海道

令和2年(2020年)4月

北海道にお越しになった皆様へ

- 現在、国内外で新型コロナウイルスが猛威をふるっています。
- このため、北海道では道民の皆さんに次の取組をお願いしています。

○ 手洗いや咳エチケットを徹底する

○ 外出するときは必ず次の3つの事項を確認する

- ・ 体調は大丈夫？ 風邪気味ではありませんか？
- ・ 人が大勢集まり、風通しが悪いところではありませんか？
- ・ 感染リスクを下げる方法をご存じですか？

○ 3つの「密」（密閉空間、密集場所、密接場面）を避ける

- 今回、来道された方におかれては、上記に加え、次のことについても、ご協力をお願いします。

一人一人の行動がご自身や大切な人の命と健康を守ります

○ 2週間はご自身の体調に十分ご注意ください、不要不急の外出を控えるようお願いします

- 発熱や咳など体調不良がみられた方は、速やかに最寄りの帰国者・接触者相談センターにご連絡されますようお願いいたします。

道内の帰国者・接触者相談センター

電話番号

開設時間

札幌市保健所 (救急安心センターさっぽろ【受診相談】)	011-272-7119 (#7119)	24時間
旭川市保健所	0166-25-9848	8:45~21:00 (土日祝も含む)
市立函館保健所	0138-32-1547	平日8:45~17:30 土曜8:45~12:00
小樽市保健所	0134-22-3110	平日8:50~17:20
上記以外にお住まいの方		
道立保健所	※下記参照	平日8:50~17:30
北海道庁 健康安全局 地域保健課	011-204-5020	24時間

※道立保健所一覧 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/kak/tkh/hokensho/hokensho.htm>

- 長時間の移動などでお疲れのところ誠に恐縮ですが、北海道における新型コロナウイルス感染症のまん延防止のために、どうかご理解、ご協力のほど、よろしくお願いします。



道民の皆様へ

令和2年4月7日

新型コロナウイルス感染症

集中対策期間（4/8^{（水）}～5/6^{（水）}）

- ◆ 政府対策本部は本日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき緊急事態宣言を行いました。
- ◆ 北海道においても、依然として流行は終息に向かっていない中、この緊急事態宣言の期間は、改めて、これまで私たちが取り組んできたことを確認し、徹底していく「集中対策期間」とします。
- ◆ 道民の皆様には改めて、手洗いと咳エチケットの徹底、外出する際の3つの事項の確認、集団感染の要因となる「3つの密」を避ける取組をお願いします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う公共施設の休館について

日頃より、本町の町政運営に対してご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、4月16日、北海道が緊急事態宣言対象地域となり、かつ特定警戒都道府県に位置付けられたことなどを踏まえ、本町では感染症拡大防止の観点から、次のとおり、一部の公共施設を休館することとしましたのでお知らせします。

皆様のご理解をいただけますようよろしくお願いします。

記

1 令和2年4月18日（土）～5月6日（水）まで休館する施設

- 地域交流センター山美湖 ○図書室分室 ○遊学館 ○青少年会館
- パークゴルフ場 ○久保内農村環境改善センター ○オロフレはっとピアザ
- 来夢人の家 ※ゆーあいの家、久保内ふれあいセンターは営業します

2 令和2年4月18日（土）～5月31日（日）まで休館する施設

- 森と木の里センター ○仲洞爺キャンプ場 ○郷土史料館・横綱北の湖記念館
- 洞爺湖園地船揚施設
- 久保内農村環境改善センターの宿泊利用（※5月7日から日帰り利用はできます）

※上記の施設は、

- ・ 事前予約制のため、余裕をもって再開予定を設定することが望ましい施設
- ・ 宿泊利用中心のため長時間滞在することが想定される施設

などであり、地域住民の社会生活維持への影響度なども考慮し、
休館期間を延長しています。